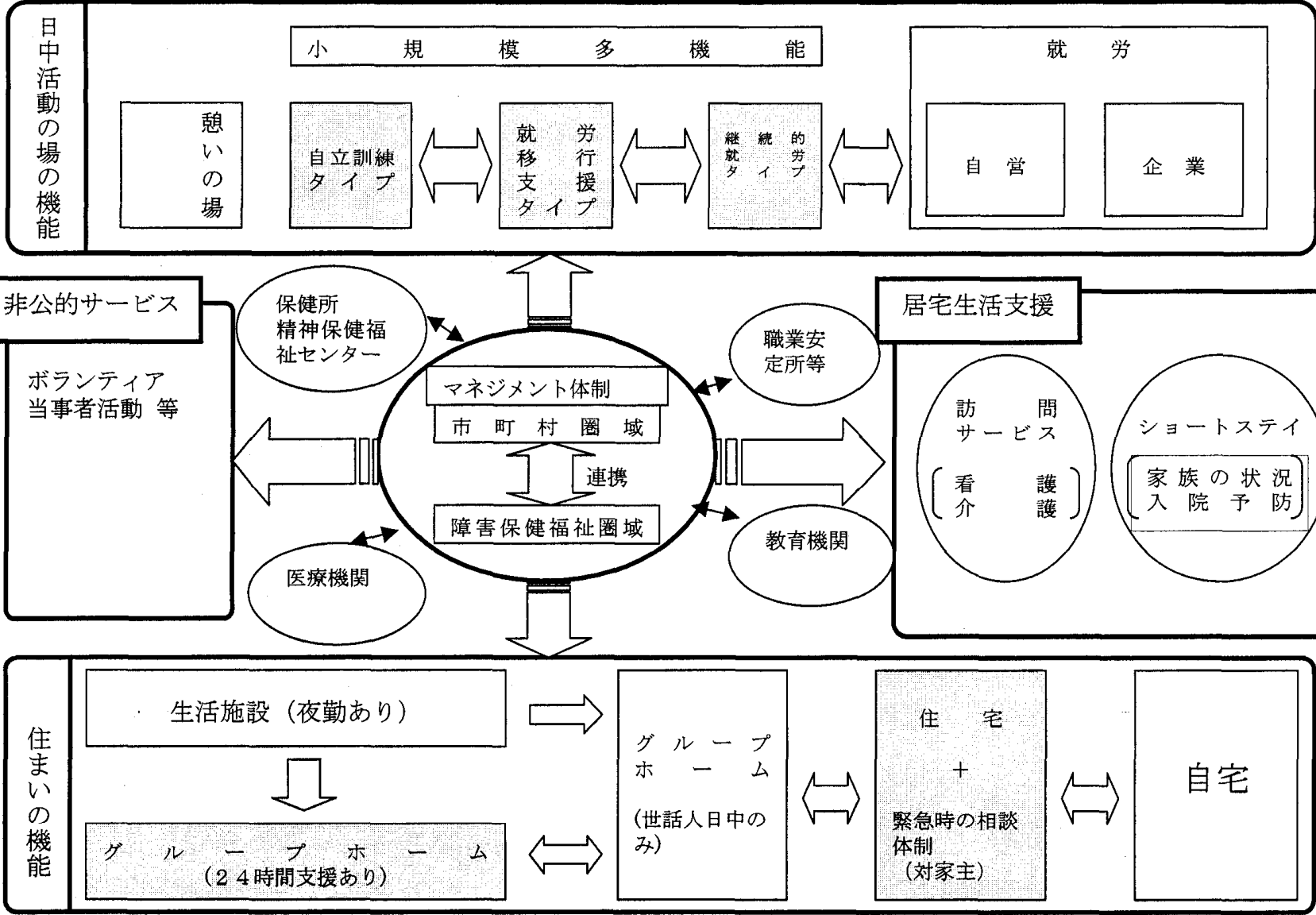


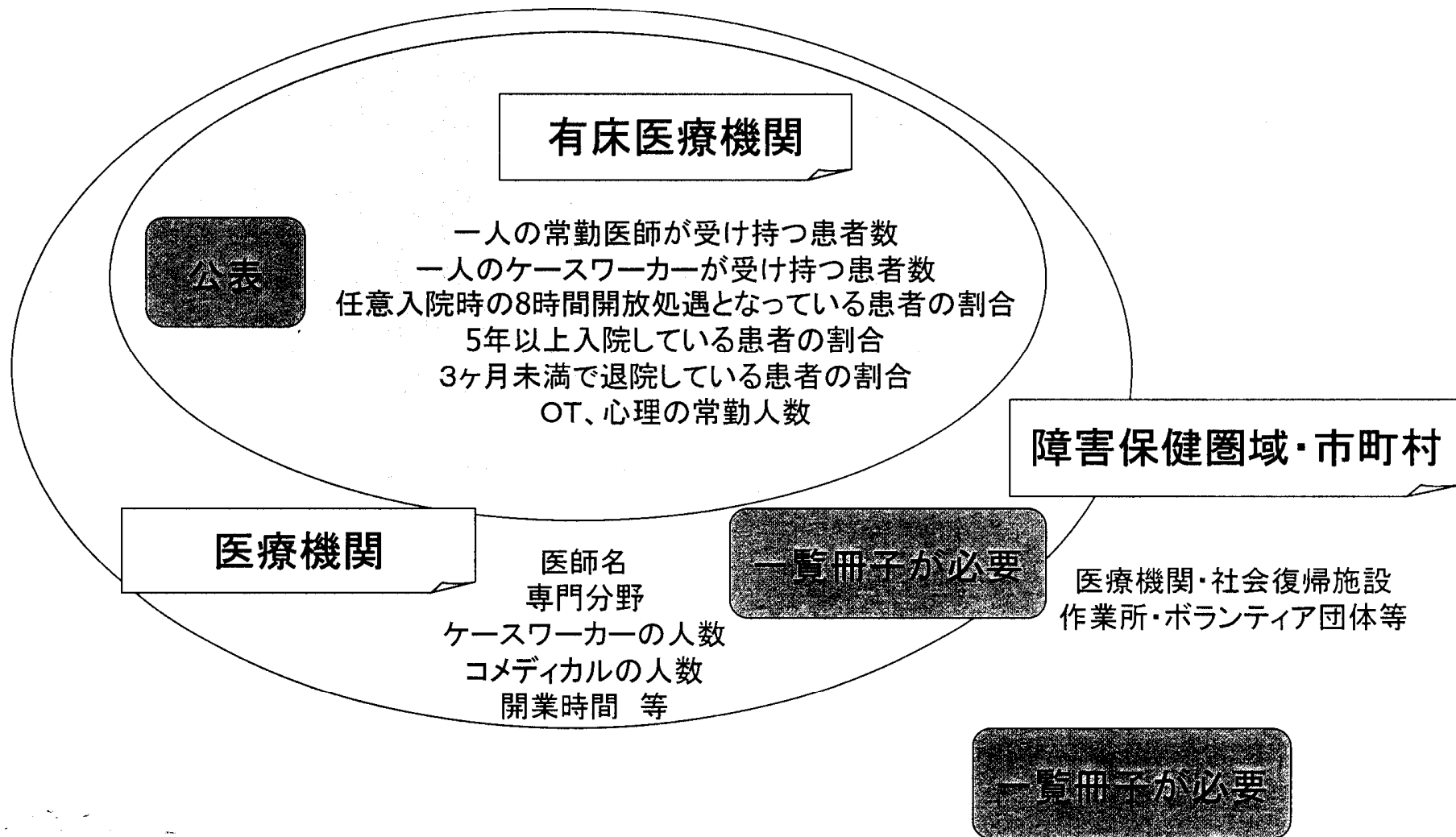
再編後の住・生活・活動支援体系（精神保健福祉）



サービス内容の違いが分かる情報が手に入らない

「第四回精神病床等に関する検討会」 山本委員発表資料より

2



都道府県介護保険事業支援計画において定める事項(抄)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十一年五月十一日厚生省告示第百二十九号)
(改正 平成十四年五月九日厚生労働省告示第百九十三号)

都道府県介護保険事業支援計画において定める事項は、次に掲げる事項
その他の別表第三掲げる事項とする。

- 一 介護給付等対象サービスの量の見込み
 - (一) 圏域を単位とする広域的調整
 - (二) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保
- 二 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する事項
- 三 介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項
- 四 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

ω

都道府県介護保険事業支援計画の例

単位(回/年)

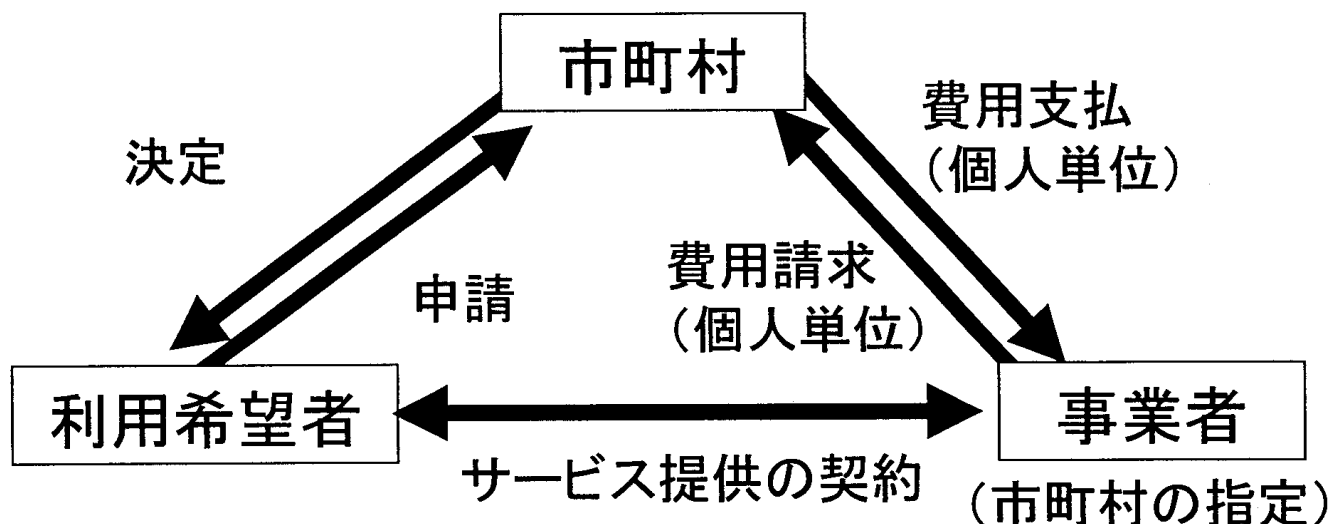
	区分	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
訪問介護	必要量	1,792,497	1,971,877	2,147,564	2,302,467	2,467,601
	供給量	1,792,460	1,971,874	2,147,490	2,302,236	2,467,601
訪問入浴介護	必要量	57,122	61,380	65,122	68,429	71,987
	供給量	57,131	61,244	64,876	67,826	70,867
訪問看護	必要量	248,143	268,048	287,206	305,269	324,309
	供給量	252,027	267,487	286,598	304,619	323,648
訪問リハビリ テーション	必要量	7,375	8,015	8,582	9,112	9,699
	供給量	7,408	8,055	8,630	9,170	9,766

H15.3第二期奈良県介護保険事業支援計画より

精神障害者利用決定の流れ

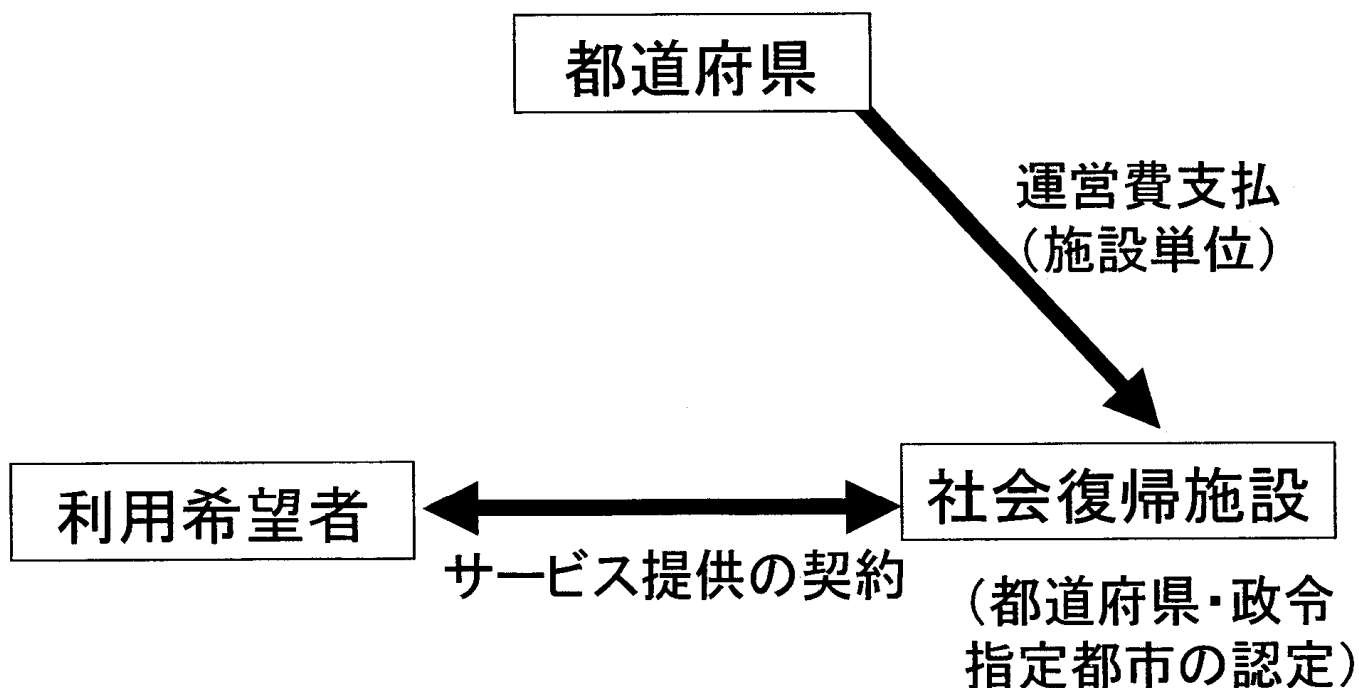
ホームヘルプ等

※国・都道府県の補助



社会復帰施設

※国の補助



市町村介護保険事業計画において定める事項(抄)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成十一年五月十一日厚生省告示第百二十九号)
(改正 平成十四年五月九日厚生労働省告示第百九十三号)

- 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事項
 - (一) 市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等
 - (二) 保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等

市町村介護保険事業計画の例

H12.3米子市介護保険事業計画より

	見込回数等	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
訪問介護	年間見込量(回)	135,309	151,403	174,840	199,602	221,525
	供給量意向調査(回)	257,712	332,020	392,860	443,820	490,412
	必要人員(人)	103	115	133	152	168
訪問入浴介護	年間見込量(回)	1,882	1,778	1,846	1,914	1,914
	供給量意向調査(回)	7,436	10,296	14,248	16,588	19,968
	必要台数(台)	2	2	2	2	2
訪問看護	年間見込量(回)	29,068	32,916	38,584	44,668	51,116
	供給量意向調査(回)	87,984	111,540	122,772	126,048	131,092
	必要人員(人)	23	26	30	35	39
訪問リハビリテーション	年間見込量(回)	2,704	2,917	3,385	3,884	4,269
	供給量意向調査(回)	18,512	21,164	27,196	27,196	29,848
	必要人員(人)	3	3	3	3	4

7

福祉サービスに関する第三者評価の経緯等

平成12年 社会福祉事業法改正

平成13年 福祉サービスの第三者評価に関する指針を通知

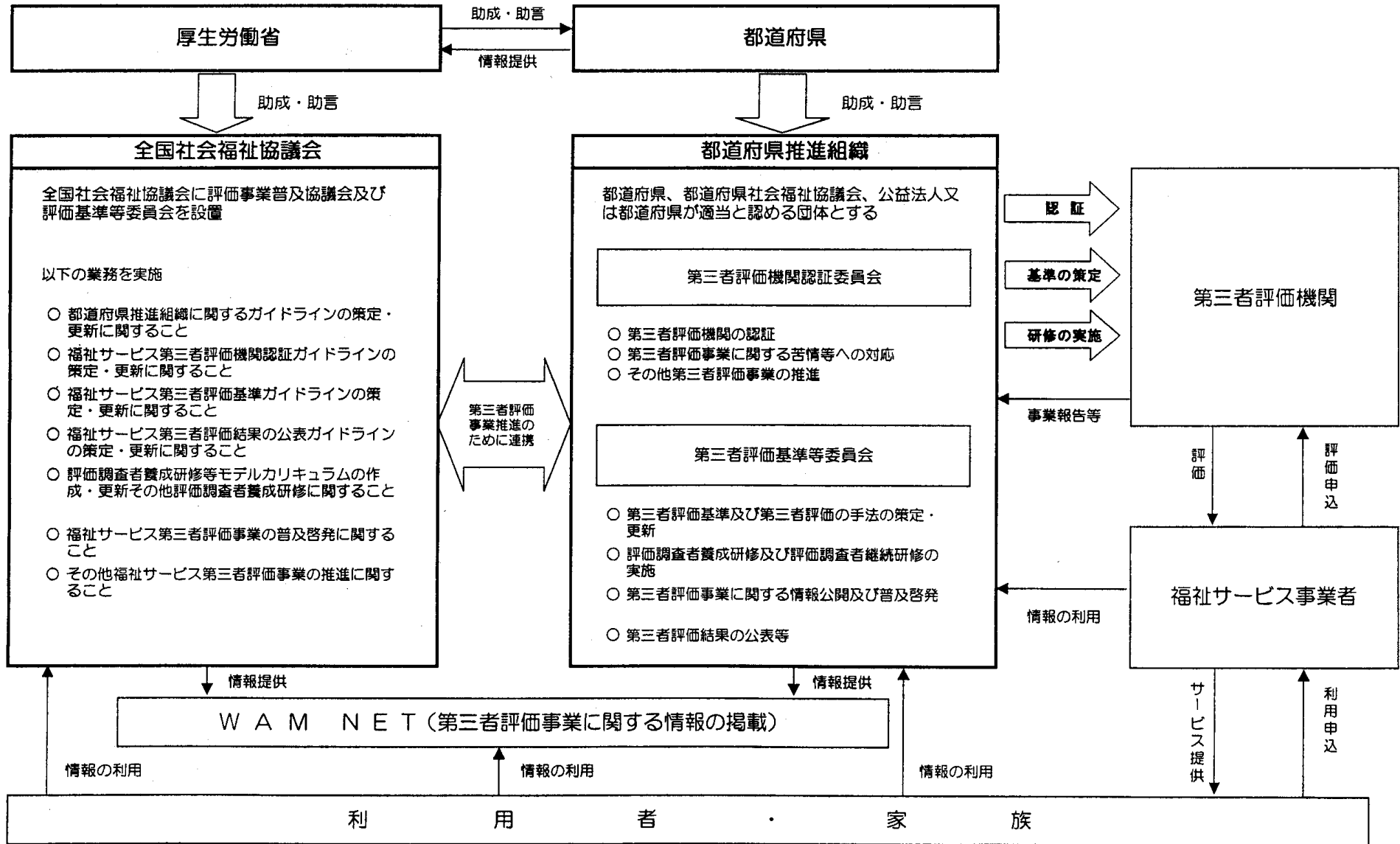
- 平成15年8月現在までの評価機関数は累計で86機関
- ※ 評価機関を都道府県が認証する仕組みは未整備

平成16年 福祉サービスの第三者評価に関する指針の見直しを通知

- 都道府県推進組織等が評価機関の認証等を行う
- 措置費の弾力運用の要件のひとつ

都道府県推進組織等の評価体制の整備を推進

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



6

福祉サービス第三者評価基準の適用関係

	①救護施設、老人ホームなど ②③以外のサービス（注1）	②障害者・児施設（注2）	③児童福祉施設（注3）
16年4月 まで	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領 について(指針)」(旧通知)に基づく第三者評価 基準	『「平成13年度版 障害者・児施設のサービス 共通評価基準」について』(旧障害者・児通知) に基づく第三者評価基準	「児童福祉施設における福祉サービスの 第三者評価事業の指針について(通知)」 及び「児童福祉施設(児童自立支援施設・ 情緒障害児短期治療施設)における福祉 サービスの第三者評価事業の指針につい て(通知)」(旧児童通知)に基づく第三者 評価基準
16年5月 以降	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 (新通知)で示された「福祉サービス第三者評価 基準ガイドライン」に基づく第三者評価基準	暫定的に上記基準を活用 (全社協において、基準の在り方を検討)	暫定的に上記基準を活用 (全社協において、基準の在り方を検討)
17年4月 以降	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」 (新通知)で示された「福祉サービス第三者評価 基準ガイドライン」に基づく第三者評価基準	同左 (必要に応じ基準の適用関係の整理又は見直し等を行う)	同左 (必要に応じ基準の適用関係の整理又は見直し等を行う)

(注1)具体的には
 ア 救護施設
 イ 更生施設
 ウ 授産施設
 エ 養護老人ホーム
 オ 軽費老人ホーム
 カ 身体障害者福祉ホーム
 キ 知的障害者福祉ホーム
 ク 身体障害者福祉工場
 ケ 特別養護老人ホーム
 コ その他②③以外のサービス

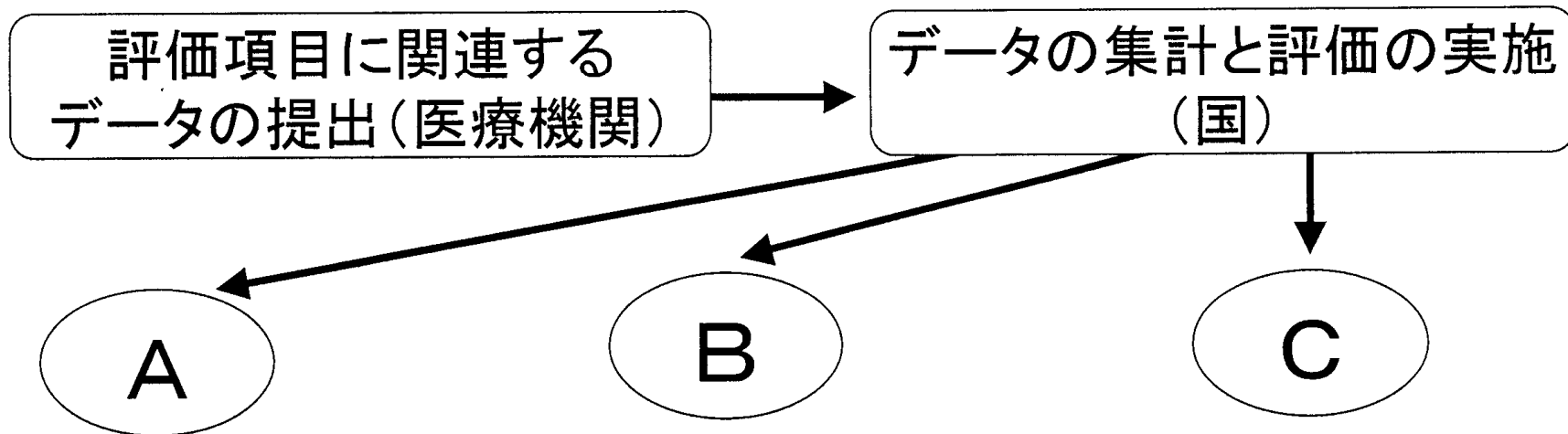
(注2)具体的には
 ア 盲児施設
 イ ろうあ児施設
 ウ 難聴幼児通園
 エ 肢体不自由児施設
 オ 肢体不自由児通園・療護
 カ 重症心身障害児施設
 キ 知的障害児施設
 ク 知的障害児通園施設
 ケ 肢体不自由更生
 コ 視覚更生
 サ 聴覚言語更生
 シ 内部更生
 ス 重度更生
 セ 身障者療護施設
 ソ 身障者授産(入・通)
 タ 重度授産
 チ 身障者小規模
 ツ 知的障害者更生(入・通)
 テ 知的授産(入・通)
 ト 知的通勤寮
 ナ 知的小規模
 ニ 精神障害者生活訓練
 ノ 精神障害者授産(入・通)
 ネ 精神小規模

(注3)具体的には
 ア 児童養護施設
 イ 母子生活支援施設
 ウ 乳児院
 エ 児童自立支援施設
 オ 情緒障害児短期治療施設
 カ 保育所

10

施設の機能評価を補助金・診療報酬へ反映させている例

1. 全国の救命救急センターにおける機能評価



① 運営費補助基準額の100%を交付

運営費補助基準額の90%を交付

運営費補助基準額の80%を交付

1日1人あたり500点の減算

1日1人あたり500点の減算

2. 日本医療機能評価機構による評価結果の反映

